

令和2年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和2年6月15日 午前10時05分 開会  
午後 0時21分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

2番	梨本 洪 珪	3番	吉村 始
4番	奥本 佳 史	5番	松林 謙 司
6番	谷原 一 安	7番	内野 悦 子
8番	川村 優 子	9番	増田 順 弘
10番	岡本 吉 司	11番	西井 覚
12番	藤井本 浩	13番	吉村 優 子
14番	下村 正 樹	15番	西川 弥三郎

欠席議員1名 1番 杉本 訓 規

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古 和 彦	副 市 長	溝尾 彰 人
企 画 部 長	吉川 正 人	総 務 部 長	吉村 雅 央
市民生活部長	前村 芳 安	都市整備部長	松本 秀 樹
産業観光部長	早田 幸 介	保健福祉部長	森井 敏 英
こども未来創造部長	井上 理 恵	教 育 部 長	吉井 忠
教育委員会理事	西川 育 子	上下水道部長	井 邑 陽 一
会 計 管 理 者	中井 浩 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩永 睦 治	書 記	和田 善 弘
書 記	高松 和 弘	書 記	福原 有 美

6. 会議録署名議員 4番 奥本 佳 史 5番 松林 謙 司

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第34号 葛城市農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用につ  
き同意を求めることについて

- 日程第4 議第35号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 議第36号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議第37号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第38号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第39号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第40号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第41号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第42号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第43号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第44号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議第45号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議第46号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議第47号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議第48号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第19 報第3号 令和元年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第20 報第4号 令和元年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第21 議第49号 市道の認定について
- 日程第22 議第50号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第51号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第52号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第25 議第53号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第26 議第54号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第27 議第55号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第28 議第56号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第29 議第57号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第30 議第58号 令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第31 議第59号 令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第32 議第60号 令和2年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第33 発議第5号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第1 議第61号 工事請負契約の締結について（中央公民館及び市民体育館耐震

他改修工事)

追加日程第2 議第62号 財産の取得について

開 会 午前10時05分

**下村議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、令和2年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、令和2年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

また、発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では会議における議案の審査、所管事務の調査等の充実を図るため、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会には市長より提出されました議案として、議事日程記載の日程第3から日程32までの30議案と議員提出議案として提出された日程第33の1議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、条例の一部改正の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、市長より契約関係の2議案が追加議案として提出される旨、報告がございましたので、本日の本会議休憩中に議会運営委員会を開催願ひ、その追加議案の取扱いについてご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、閉会中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

3番、吉村始君。

**吉村始議会改革特別副委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催しました議会改革特別委員会の審査状況について、本日は杉本委員長が欠席でございますので、副委員長である私が代わってご報告申し上げます。

委員会については、5月26日に開催し、議会改革に関する事項等についてと題し、議員報酬について、協議を行いました。協議内容は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民生活への悪影響と、経済活動の停滞による市内業者の経営状況の悪化を踏まえ、市民生活の不安

を少しでも払拭できるような支援策の予算を確保できるよう、葛城市議会議員全員の総意として、7月1日から9月30日までの3か月間、議員報酬を10分の1減額するものです。

この議員報酬の減額を実施するため、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議員提出議案として、本6月定例会に提出することについて、全会一致で了承されました。

以上、閉会中に開催いたしました当委員会の審査状況についての報告といたします。

**下村議長** 閉会中に開催された委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております1件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第2回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より市政の推進に関しまして多大なるご協力をいただいておりますことに、心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が14件、報告案件が3件、議決案件が13件、合計30件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

**下村議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、奥本佳史君、5番、松林謙司君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

15番、西川弥三郎君。

**西川議会運営委員長** おはようございます。令和2年第2回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る6月4日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第34号につきましては、農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例

外適用の同意案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、農業委員会委員の人事案件と関連した議案でございますので、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第35号から日程第17、議第48号までの14議案につきましては、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第18、報第2号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第19、報第3号及び日程第20、報第4号の2件につきましても報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行います。こちらにつきましても、法の規定により質疑のみといたします。

次に、日程第21、議第49号の市道の認定議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第22、議第50号から日程第28、議第56号までの条例の一部改正7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査願います。総務建設常任委員会には議第50号議案を、厚生文教常任委員会には議第51号から議第56号までの6議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第29、議第57号から日程第32、議第60号までの補正予算4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は9名といたしますので、会派の調整等を図って委員の選出をお願いいたします。

次に、日程第33、発議第5号の議員提出議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

以上で1日目は散会する予定をしておりますが、先ほどの議長の挨拶にもありましたように、市長より追加議案が提出されておりますので、本日の本会議の休憩中に、議会運営委員会を開催し、その取扱いについて協議を願いますので、ご承知おき願います。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、6月15日から6月26日までの12日間とし、17日午前10時より本会議、一般質問を行います。18日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。19日午前9時30分より総務建設常任委員会、22日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。23日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。24日は午前10時より県域水道一体化調査特別委員会を開催願います。25日は予備日とし、26日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきましては、各委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付しております1件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数については、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**下村議長** ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日15日から26日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日15日から26日までの12日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第34号、葛城市農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第34号、葛城市農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項において、委員の任命に当たっては、認定農業者が委員の過半数を占めるようにすることを求められておりますが、本市においては当該要件を満たすことが困難であるため、当該要件の例外規定の適用について、議会の同意をお願いするものでございます。

例外規定としては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条において、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について規定されております。同条第1号において、区域内認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合において、委員の過半数を認定農業者等又は準ずる者とする要件が、同条第2号において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は準ずる者とする要件が挙げられております。

本市においては、第1号の要件については委員の任命に著しい困難を生じることから、第

2号の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、議第35号から日程第17、議第48号までの、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての14議案を一括議題といたします。

なお、本14議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本14議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第35号から議第48号までの14議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了となることから、新たに9名、引き続き5名の方々を農業委員会委員として任命しようとするものでございます。

最初に議第35号につきましては、新たに下村吉昭氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第36号につきましては、新たに林本政治氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第37号につきましては、新たに住野光男氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第38号につきましては、新たに井森武氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第39号につきましては、新たに田仲清高氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第40号につきましては、新たに高橋秀和氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に議第41号につきましては、新たに筒井伸夫氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に議第42号につきましては、新たに吉川弘孝氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に議第43号につきましては、新たに吉川久和氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に議第44号につきましては、引き続き吉田恒弘氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第45号につきましては、引き続き安川澄良氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第46号につきましては、引き続き杵岡秀樹氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第47号につきましては、引き続き岡本美穂氏を任命いたしたく提案するものでございます。

最後に、議第48号につきましては、引き続き河合忠尚氏を任命いたしたく提案するものでございます。

以上、14名の方々につきましては、人格、農業に関する識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入りますが、本14議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。  
日程第4、議第35号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第35号議案を採決いたします。  
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
日程第5、議第36号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第36号議案を採決いたします。  
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
日程第6、議第37号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第37号議案を採決いたします。  
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
日程第7、議第38号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第38号議案を採決いたします。  
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
日程第8、議第39号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第39号議案を採決いたします。  
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
日程第9、議第40号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第10、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第12、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第13、議第44号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第15、議第46号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第16、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17、議第48号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第18、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

溝尾副市長。

**溝尾副市長** ただいま議題となりました報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告について、説明申し上げます。

令和元年度の葛城市土地開発公社の経営状況につきまして、報告書に基づきまして、説明させていただきます。

2ページをご覧ください。令和元年度の事業収支でございますが、収益的収支といたしましては、収益的収入が1,597万3,719円、収益的支出が1,572万4,579円でございます。また、資本的収支といたしましては、資本的収入はなく、資本的支出が402万2,233円となっております。また、売却事業といたしましては、鈴原・二塚線道路改良事業用地を1,585万5,352円で売却しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。資産の部でございますが、令和元年度末における流動資産の現金及び預金は978万33円、未収金が1,585万5,352円、代行用地が3億8,589万5,585円で、資産の合計は4億1,153万970円でございます。

負債の部でございますが、流動負債の未払金が324万9,450円、固定負債の借入金が2億8,352万円、計2億8,676万9,450円が負債合計金額でございます。

続きまして、資本の部でございますが、資本金が500万円、前期繰越準備金が1億1,951万2,380円、当期純利益24万9,140円を加えた1億2,476万1,520円が資本合計額でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。鈴原・二塚線道路改良事業用地の売却事業といたしまして、1,585万5,352円が事業収益、1,569万8,369円が同事業の売却原価で15万6,983円が事業総収益でございます。

一般管理費といたしましては、2万6,210円の事業損失、事業外収益が11万8,367円で、経常利益と当期純利益はともに24万9,140円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。事業活動によるキャッシュ・フローでは駐車場貸付代等による収入額11万7,780円と、受取利息587円が増加した一方、用地取得等に伴う支払額として404万8,443円が減少し、合計393万76円の減少となっております。

6ページをお願いいたします。令和元年度のキャッシュ・フローといたしましては、期首の1,371万109円から393万76円減少し、978万33円となっております。

では、8ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、売却事業に伴う代行用地売却収益といたしまして1,585万5,352円、受取利息587円、雑収益として11万7,780円で、合計1,597万3,719円の収入となっております。

次に、収益的支出でございますが、売却事業に伴う代行用地売却原価といたしまして

1,569万8,369円、一般管理費として2万6,210円、合計1,572万4,579円の支出となっております。

9ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入はございません。また、資本的支出でございますが、代行用地取得事業費といたしまして、402万2,233円の支出となっております。

最後に10ページをお願いいたします。令和元年度の決算につきまして、去る4月28日に監査を行っていただきました結果、適正であることを認めていただきましたことをご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**下村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原一安君。

**谷原議員** おはようございます。よろしく申し上げます。ただいま報告がありました令和元年度葛城市土地開発公社経営状況報告書について2つほど質問させていただきます。これは、葛城市給食センターの入り口の道路拡幅のため、県道寺口・北花内線の入り口のところ、ちょうど入り口の角の土地を土地開発公社で先行取得されたものだと思います。53.34平方メートル、2筆で約16坪の土地の購入について、これを、土地開発公社が取得したものを葛城市に売却したということでの報告だったと思います。この件につきましてちょっと質問の趣旨を正確に伝えるために、ちょっと長くなりますけれども、経過について少し説明させていただきます。

平成31年の第1回定例会初日の本会議で、私の方がこの問題について質問いたしました。そのときに提出されました平成30年度土地開発公社経営状況報告書の中に、この2筆16坪の土地補償について、1,570万8,000円で取得するという、これは予算が計上されていたわけがあります。1坪あたりにしますと、98万円という大変な高額になりますので、その内訳について質問いたしました。そうすると、土地の取得費だけでなく、建物移転補償費、それから、この建物には借家人契約がついておりましたので、その借家人補償費、それから用地測量委託料、土地の鑑定料などが含まれていると、それでその金額になっているということが明らかになりました。

続いて、令和元年第2回定例会初日の本会議で、これも平成30年度の土地開発公社経営状況報告、これは決算でありますけれども、この16坪の土地の用地補償費、それから諸経費を含む取得事業費が1,220万9,210円であることが報告されました。つまり、当初の予算では約1,500万円程度見込んでいたけれども、取得事業費は実際には1,220万9,210円であることが報告されたわけです。決算でありますから、内訳金額をお聞きしたところ、まだ事業が今後継続するので土地取得費用とか、あるいは建物移転補償費等、金額を明らかにすることができないというご答弁でした。なお、このときの議会におきまして、前副市長から、理事長でありますけれども、当時の理事長からこの1,220万9,210円の取得費用の中に、路線全体の用地測量の費用が入っているという答弁がございました。つまり、寺口・北花内線から葛城市

の給食センターの入り口までの道路拡幅に当たって必要な用地測量の費用が入っているというのと私は理解いたしました。

質問でありますけれども、今回この土地開発公社経営状況報告書の中で、先ほど報告がありましたけれども、この鈴原・二塚線道路改良事業の公有地売却原価が1,569万8,369円となっております。つまり、昨年度の土地開発公社の経営状況報告書の中では、取得事業費が1,220万9,210円でありましたから、約349万円ほど、この売却原価が、原価が上がっていると、この差額が一体何なのか、その内訳をお聞かせ願いたいと思います。実際には金利等が発生して必ずしも事業取得費と売却原価が同じになるとは思われませんが、ちょっとかなり349万円ほどの差額が1年余りの間に発生しておりますので、これについてちょっと不明ですのでお聞きします。

2番目ですけれども、用地測量費について、その内訳について教えてください。つまり、用地取得の場合、土地に道路計画がかかるということで、その土地を分筆するためにその1筆の土地についての測量費用というのが発生するかと思います。また、道路全体の計画、どういうふうな道路をつけていくかという道路計画全体の測量というのもあろうかと思います。また、その道路にかかったそれぞれの1筆1筆の土地の、それぞれの測量というのもあろうかと思いますので、この用地測量費というものを支払っている、その中に入っているということではありますが、どういう測量費なのか、その内訳について、2点お聞きしたいと思います。

**下村議長** 企画部長。

**吉川企画部長** おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの谷原議員のご質問でございますが、平成30年度の土地開発公社の予算の中で、用地費を含め、用地測量費も含めた予算が計上されているということで、前の副市長が説明したということでございます。予算は当然そういうことでございますが、この平成30年度に報告いたしました決算では1,220万9,210円となっております。この分につきましては、用地測量費がその事業の完了時期が新年度の方にまたがっておりますので、その分が令和元年度の方に行っております。したがって、平成30年度の決算額として、1,220万9,210円の内訳というか内容といたしましては、用地費と移転補償費、それから借家人補償費、鑑定手数料が含まれております。今年度、令和元年度に報告させていただいた分の1,500万円余りの中には、ただいま申し上げました額とプラス用地測量費、それから利息、それから1%の事務費が含まれているということでございます。用地測量費の内容につきましては、登記するに当たりまして、境界とか確定した上で、登記をいたしますので、その費用が用地測量費ということになってございます。この差額の300万円はほとんどが用地測量費ということになってございます。

以上でございます。

**下村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ただいまご答弁がありましたけれども、差額の349万円については、金利及び事務費及び用地の測量費がこちらに入っていると、事業取得費として1,220万円何がしかの計上については、年度をまたがったために、この用地測量費については次年度ということで、そのため

にこの売却原価の中に、この用地測量費が計上されたものというふうに理解されました。ということは、令和元年第2回定例会の本会議で私が質問したときに副市長、当時の理事長である副市長からこの1,220万円何がしかの取得費の中に路線全体の用地測量の費用が入っているというふうなご答弁がありましたので、私もちょっとよく理解できなかったのですが、今日改めて確認させていただいたところでありまして、ここには用地測量費が入っていませんでしたということが、私としては訂正されたんだというふうに思っております。これは議事録の中にそういうふうなことが残っておりますので、1,220万円何がしかの中には用地の測量費が入っていませんでしたということで理解いたしました。

先ほど私が質問した用地測量費の内訳については、ご答弁がなかったのでちょっとお聞きしたいんです。つまり、寺口・北花内線の入り口のところから葛城市給食センターの入り口のところまでの道路拡幅、この全体についての測量、計画道路をつける、そのための測量、設計するための測量をするその測量費なのか、それとも1筆1筆、拡幅に伴って道路に取得する土地が発生しますよね。その1筆1筆の分筆のために、それぞれの土地の測量をしなければいけないことが発生すると思いますけれども、どこの範囲の測量を指しているのか、この点について確認したいと思います。

ちょっと答弁が漏れていましたのでちょっとそれ、お願いします。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** おはようございます。都市整備部の松本でございます。ただいまの質問についてでございますが、この鈴原・二塚線道路改良事業用地といたしまして、県道寺口・北花内線から給食センターまでの間を予定しております。その中におきましては、全体の筆数といたしまして、15筆ございます。15筆のうち2筆につきましては、もう既に境界が確定しておりましたので、用地測量費といたしましては13筆分、全体の分として計上しております。

以上です。

**下村議長** 6番、谷原議員。

**谷原議員** 分かりました。13筆分の用地測量費、これが内訳として大体約349万円の中にこれが入っているということで、理解いたしました。

私としては、適正な用地取得かどうかということで、情報開示もしましたけど、金額は明らかになっておりませんので、引き続きこれが適正であったか、事業全体が終わってからまた確認したいと思っております。

以上です。

**下村議長** ほかに質疑はありませんか。

岡本議員。

**岡本議員** 私から委託について質問したいと思います。今、谷原議員から質問がありました。差額349万円、この金額、2年にまたがっておると。平成30年度の決算のときに私も質問しました。その当時の松山副市長は、全部委託に入ってますという説明をされた。ところが今聞いたとら、平成30年度は一部ですよ、平成31年度は大半というのか、恐らくこの金額からいっとら8割方平成31年度で執行していると、そういうふうな説明であるのではないかなと思

います。

公社で測量まで執行するのは違法とは言いませんけれども、そもそもその開発公社、公有地の拡大の推進に関する法律、昭和47年にこの法律ができた。そのときには、何の目的で公社を設立したんか。事業が進まない、先行取得をするというのが目的で進んできた。せやから普通、本来から言うたら鑑定、土地の測量、これは一般会計で執行していく。今、葛城市の場合は、建設課から公社で先行してくださいということで、今動いておる。ところが、前のときに聞いた土地代金から建物補償から借家補償、鑑定の費用、登記の費用とこう言われてるわけや。本来、開発公社でこの執行の仕方が正しいんかどうかということ、今ここで私は議論するつもりはないですけども、1つ考え方だけを聞かせてほしい。私は間違ったやり方をやっているというのではないですけども、本当にその公社でここまでせないかんのかと。多分、道路の設計は一般会計で執行してあると思いますよ。なぜその丈量測量だけが公社で執行するんか。その辺の見解を教えてくださいというふうに思います。

**下村議長** 企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。ただいまの岡本議員の質問でございますけども、私もその経緯というのはあまりよく分かっていないわけでございますけども、結局今回は補助対象事業ではございませんけれども、補助対象事業ということになりますと、その全てを、対象となる全ての経費を補助対象として上げていく中で、その年度、行った年度によってその費用がばらばらになっていくと補助対象ということになかなかしにくいのかなと、そういう面で一括して公社の方でその費用を見ているということではないのかなというふうに、私個人的には、質問を急にいただきましたので、そういうことではないのかなというふうに思っているところでございます。その実際の過去からの経緯とかいろいろの部分につきましては、もうちょっと勉強させていただきまして、ご答弁させていただけたらと思います。

以上でございます。

**下村議長** 10番、岡本議員。

**岡本議員** 今、吉川部長から答弁をいただいて、私は揚げ足を取る気はありません。ですけども、これは単独事業やから極端に言うたら何でもできんねやと、言い方悪いですけども、補助事業は許されませんよ。せやから、執行する段階で、補助対象事業であるのか、それでないのかということでもちろん使い分けせないかん。私は何も、ここにおられん松山副市長を批判するつもりは何もない。せやけども、あまりにも行き過ぎた執行の仕方をしてあると私は思うので聞いているわけですよ。補助事業の場合はこんなの一括でできるものではない。

前にも道の駅で建物補償6,500万円、金を返還してるわけや。せやから補助事業でみたいな、土地は買えても鑑定料や建物補償や借家補償、これは一切認めてもらえない。単独やからこんなことをやってある。それと先ほど言うたように、本線測量を一般会計で執行していく。丈量測量をなぜ開発公社でしたのかということ、私は聞いたわけ、その回答が何も返ってこない。

私が以前から言うてるのが、設計測量と丈量測量は一对のものやとずっと私は言うてきました。ところが、いまだに設計測量と丈量測量を分けている。無駄遣いやというふうに私は

思っています。道路の設計をするのに、その土地の形状の測量をしないで設計ができるはずがない。それで、きちんと地形測量が終わってあるのに、なぜ丈量測量だけもう一遍出さな  
いかんのか、何遍も言うてきている。それが1つも改まっていないということと、もう一度、  
なぜこの公社で丈量測量の発注をしたのかということだけを答えていただきたい。

**下村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** ただいまのご質問でございますけれども、公社といたしましては、市の方からこういう  
ことで土地を取得したいと、それに係る経費はこういうものがございますよということで依  
頼を受けた上で、公社で執行しているというところでございます。ただいまおっしゃいま  
したその測量に係る部分につきましてはちょっと、公社の方では承知していないという状況  
でございます。

以上でございます。

**下村議長** 10番、岡本議員。

**岡本議員** 今もう最後ですので、言い合いする気はないけども、部長にお願いしたいのは、お金を払  
うのは、公社の担当はお金を払うわけや。依頼するのは事業課から依頼をする。信頼関係で  
行くのは確かにええと思えます。しかし、やっぱり公社の担当としても、これは駄目ですよ  
ということを私は指摘すべきやというふうに思います。そうしないと、現場から上がってき  
たら、何でもかんでもそうですかと、現場から言われたとおりに私はやってまんねんと、そ  
れでは横の連絡というのか、職員同士でいろんなチェックをしていく、この体制がやっぱり  
私は大事やと思っとるんです。ですから私はいつも根性悪ばかり言うように聞こえる  
のか知らんけど、そういうことやなしに、やっぱりきちっと執行していただきたいと思うか  
ら、今のときにこんな質問をしているわけです。私は、この丈量の委託は正しい仕方ではな  
いというふうに私は思っていますので、今後こういう事態が起きたかて、公社でそういう設  
計委託は、支払うべきでないということだけを申し添えておきたいというふうに思います。

**下村議長** 答弁はよろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお本件は、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第19、報第3号、令和元年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告ついて及  
び日程第20、報第4号、令和元年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、  
以上報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました報第3号及び報第4号の2議案につきまして、一括して提案理  
由を申し上げます。

まず、報第3号、令和元年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございま  
す。本報告につきましては、国鉄・坊城線整備事業をはじめ、全4事業、総額で4億9,687

万6,201円を令和元年度から令和2年度へ通次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

次に、報第4号、令和元年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。本報告につきましては、令和元年度議会定例会において設定いたしました繰越明許費のうち、移動系防災行政無線デジタル化整備事業、新庄小学校区学童保育所整備事業をはじめ全21事業、総額で9億1,256万420円を令和2年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入りますが、本件については一括質疑といたします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
なお、本件につきましても、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願ひます。  
次に、日程第21、議第49号、市道の認定についてを議題といたします。  
本案につき、提案理由の説明を求めます。  
阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第49号、市道の認定につきまして、提案理由を申し上げます。  
本案につきましては、分譲住宅の開発に伴い、帰属を受けた通り抜け道路について、大屋6号線ほか8路線を市道として認定するものでございます。  
よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております議第49号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願ひます。  
次に、日程第22、議第50号から日程第28、議第56号までの条例の一部改正7議案を一括議題といたします。  
本7議案につき、提案理由の説明を求めます。  
阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第50号から議第56号までの7議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第50号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、市民税では、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除の特例規定を追加するほか、長期譲渡所得に係る課税特

例について改正を行うものでございます。

固定資産税では、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の固定資産税の軽減及び課税標準の特例、わがまち特例の課税標準の特例率の追加を行うものでございます。

軽自動車税では、環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限の延長を行うものでございます。また、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等の規定を追加するものでございます。施行期日は公布の日及び令和3年1月1日でございます。

次に、議第51号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて国民健康保険税の減免措置を行うとともに、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、世帯の生計を主として維持する方が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な状態になられた場合、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合を対象に、国民健康保険税の減免措置を実施するための改正を行うものでございます。公布の日から施行し、本年2月1日に遡及して適用するものでございます。また、地方税法の改正に伴い、長期譲渡所得の特例に低未利用土地等の譲渡における特例を追加するものでございます。施行期日は令和3年1月1日でございます。

次に、議第52号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、住民基本台帳及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、住民基本台帳法に除票の写し等の交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付の規定が追加されたため、手数料条例において、除票の写し等の交付手数料、戸籍の附票の除票の写しの交付手数料の規定をそれぞれ個別に定めるものでございます。

また、番号法の改正により通知カードが廃止されたことから、通知カードの再交付手数料につきまして定めた規定を削るものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第53号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、放課後児童支援員認定資格研修の受講の機会の拡充を図るため、都道府県知事及び指定都市の長のほか中核市の長が実施する研修の受講も可能とする改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第54号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、必要な措置を講じているときは、卒園後の受入先確保のための連携施設の

確保を不要とし、加えて居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる要件を明確化するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第55号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、必要な措置を講じているときは、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とするものでございます。施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第56号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、消費税増税に伴う措置として、所得段階が第1段階から第3段階の者に対する保険料軽減強化のため、基準額に対する負担割合を改正し、第1段階の保険料を2万1,480円、第2段階を3万5,760円、第3段階を5万160円とするものでございます。公布の日から施行し、本年4月1日に遡及して適用するものでございます。

次に、世帯の生計を主として維持をする方が新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な状態になられた場合、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合を対象に、介護保険料の減免措置を実施するための改正を行うものでございます。

公布の日から施行し、本年2月1日に遡及して適用するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入りますが、本7議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第50号議案については総務建設常任委員会に、議第51号から議第56号までの6議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第29、議第57号から日程第32、議第60号までの補正予算4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第57号から議第60号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第57号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,862万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億3,344万円とするものでござ

います。

主な補正内容につきましては、総務費では、新型コロナウイルス感染症対応に伴う地方創生臨時交付金事業費、民生費では、介護保険料助成費の追加、衛生費では、新型コロナウイルス感染症予防対策事業に係る備品購入費、土木費では、社会資本整備総合交付金事業に係る違約金の収納に伴う国庫補助金返還金、教育費では、令和元年度国の補正予算に伴い本年3月議会定例会で前倒し予算として補正いたしました磐城小学校附属幼稚園改築事業について、重複している令和2年度予算の減額、公債費では、国庫補助金返還に伴う地方債の繰上償還、予備費では、不測の事態に備え予備費の追加をお願いするものでございます。

また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第58号、令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定におきまして、歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、消費税増税に伴う措置といたしまして、低所得者に対する介護保険料の軽減強化を図り、基準額に対する軽減割合が引き上げられますことに伴い、介護保険料の歳入額を減額し、同額を一般会計より繰入れするものでございます。

次に、議第59号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ411万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,081万6,000円とするものでございます。補正内容につきましては、給食配膳時感染予防対策事業に係る消耗品、また新型コロナウイルス感染症対策に係る小学校、中学校臨時休業に伴う本年3月分の給食食材キャンセル料でございます。

最後に、議第60号、令和2年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業収益で1,508万円を減額いたしまして、水道事業収益の総額を7億8,369万4,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛に伴う生活支援及び経済的負担の軽減のため、個人及び事業者向け支援策といたしまして、水道料金のうち、基本料金を2か月分免除するため、水道使用料の減額を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第57号から議第60号までの4議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第57号から議第60号までの4議案につきましては、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午後 0時10分

**下村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、増田順弘君、同じく副委員長、川村優子君。以上です。

ご報告申し上げます。市長からお手元に配付の契約関係2議案が追加議案として提出され、その取扱いについて休憩中に議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいておりますので、会議の概要について運営委員長よりご報告願います。

15番、西川弥三郎君。

**西川議会運営委員長** それでは、市長より議第61号及び議第62号の契約関係の2議案が追加議案として提出されたことを受けまして、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告いたします。

追加議案の議事日程、審議方法につきましては、この後、追加議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、追加日程第1及び追加日程第2といたしまして、契約関係2議案を一括議題とし、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、2議案とも厚生文教常任委員会に付託いたしますので、この定例会の会期中に他の付託議案と併せて審査を願います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

**下村議長** 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りいたします。

追加議案の取扱いについては、ただいまの運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付いたしております議事日程第1号の追加1を日程に追加し、審議を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程第1号の追加1を日程に追加し、運営委員長の報告のとおり、審議することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第61号及び追加日程第2、議第62号の契約関係2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第61号及び議第62号の2議案につきまして、一括して提案理

由を申し上げます。

まず、議第61号、工事請負契約の締結について（中央公民館及び市民体育館耐震他改修工事）でございます。本案につきましては、中央公民館及び市民体育館の耐震化を主な目的とした改修工事をしようとするものでございます。本年6月8日に一般競争入札を実施した結果、4社が応札し、株式会社キタムラが落札をいたしました。契約金額4億1,000万8,500円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第62号、財産の取得についてでございます。本案につきましては、GIGAスクール構想に基づく公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助事業において、各校に設置する無線アクセスポイント、タブレット保管庫、各種ネットワーク機器等を取得しようとするものでございます。

本年6月8日に指名競争入札を実施した結果、3社が応札し、日本電通株式会社が落札いたしましたので、契約金額7,150万円、うち財産の取得に係る金額3,537万4,713円で委託契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第61号及び議第62号の2議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

厚生文教常任委員会の皆様には、追加されました付託議案につきましても、本定例会中に審査いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、日程第33、発議第5号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

3番、吉村始君。

**吉村始議会改革特別副委員長** ただいま上程賜りました発議第5号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、提案理由を、提出者である杉本議員が欠席でございますので、私が代わって説明させていただきます。

本日の会議の冒頭でもご報告申し上げました、閉会中に開催しました議会改革特別委員会において決定をいたしました、地方自治法第112条及び葛城市議会会議規則第14条第1項の規定による条例改正について、議員提案をするものでございます。

令和2年4月7日に東京都ほか6府県に緊急事態宣言が出され、同月16日に全都道府県が対象区域となりました。葛城市においては、感染者は少数であったものの、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛や休業要請によって深刻な影響を被っておられる市民や市内の事業者が多くおられます。

この状況を踏まえて、市議会として何かできることはないのか検討した結果、議員報酬を時限的に削減し、市民生活の不安を払拭するための支援策の一助として利用していただくことで、議員全員の意見が一致いたしました。

なお、理事者側におかれましては、議員報酬を減額することに至った経緯をお酌み取りいただき、原案可決となりましたときには、早急に条例改正に係る効果分について、減額補正していただき、新型コロナウイルス感染症支援対策に利用していただきますようお願いを申し上げます。

なお、条例改正の内容につきましては、市議会議員15人の議員報酬を令和2年7月1日から9月30日までの3か月間、10%減額するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。提案理由は以上であります。

議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

**下村議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、17日、18日、26日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、19日午前9時30分から総務建設常任委員会、22日午前9時30分から厚生文教常任委員会、また23日午前9時30分から予算特別委員会、24日午前10時から県域水道一体化調査特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時21分